

『試作品・新サービス開発のための設備投資等を支援してほしい』 ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

対象となる方

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

<革新的サービス・ものづくり開発支援>

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

<サービス・ものづくり高度生産性向上支援>

上記「革新的サービス・ものづくり開発支援」の要件を満たした革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

支援内容

<革新的サービス・ものづくり開発支援>

■補助金額 一般型：1,000万円、小規模型：500万円

■補助率 2/3以内

<サービス・ものづくり高度生産性向上支援>

■補助金額 3,000万円

■補助率 2/3以内

※<革新的サービス・ものづくり開発支援>の一般型については、5社を上限として複数社での共同事業実施(連携体)が可能。

※給与総額増の取組、TPP加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組は加算点。

ご利用方法

- (1)各都道府県の地域事務局に、公募期間中に申請書を提出
- (2)外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3)各都道府県の地域事務局から補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後、成果を報告
- (4)全国事務局から補助金を受給

※詳細については、各都道府県の地域事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・各都道府県の地域事務局(巻末お問い合わせ先一覧参照)